

大阪府芸術文化振興補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 府は、府民に優れた芸術文化の鑑賞機会などを提供し、芸術文化の振興を図るため、予算の定めるところにより、府内の芸術文化団体（以下「団体」という。）が自主的に行う有意義な事業に対し大阪府芸術文化振興補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

（補助対象団体）

第2条 補助の対象となる団体は、次に掲げる芸術文化の分野において、府内に活動の拠点を置き広域にわたって自主的に有意義な芸術文化活動を行い、かつ、大阪府の文化振興に寄与していると認められ、実績を有するものとする。ただし、規則第二条第二号イからハまでのいずれかに該当する者を除く。

- （1）文学
- （2）音楽
- （3）美術
- （4）写真
- （5）演劇
- （6）舞踊
- （7）メディア芸術
- （8）芸能（伝統芸能を含む）
- （9）その他知事が芸術文化の振興を図るため適当と認めるもの

（補助対象事業）

第3条 補助の対象となる大阪府芸術文化振興事業（以下「事業」という。）は、文化を通じた次世代育成を主たる目的とする、府民に優れた芸術文化の鑑賞機会などを提供する事業で、次に掲げるものとする。

- （1）公演
- （2）展覧会
- （3）イベント
- （4）その他知事が芸術文化の振興を図るため適当と認める事業

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費は出演費、音楽費、文芸費、作品借料、会場費、舞台費、運搬費、謝金、旅費、宣伝費、印刷費、記録費及びその他知事が芸術文化の振興を図るため必要と認める経費とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内、かつ上限1,000千円（ただし、補助対象経費から入場料、協賛金、助成金、補助金等の収入を控除した額の範囲内）とし、予算の範囲内において交付する。ただし、特に斬新性・新規性が高く、他の団体のモデルとなる等の波及効果が期待できると認められる事業については、上限2,000千円とすることができる。

（事業計画書の提出）

第6条 補助金の交付を受けようとする団体は、大阪府芸術文化振興事業計画書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の内定通知)

第7条 知事は、前条の事業計画書を受理した場合はその内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときはその金額を内定し、補助金の交付を受けようとする当該団体に対し、通知するものとする。

2 知事は、前項の補助金を交付すべきものと認めるにあたっては、あらかじめ大阪府市文化振興会議の意見を聴いて決定するものとする。

(補助金交付の申請)

第8条 前条の規定により内定通知を受けた団体は、大阪府芸術文化振興補助金交付申請書並びに要件確認申立書及び暴力団等審査情報(様式第2号)を所定の期日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 定款、寄附行為又は規約及び役員名簿

(2) 前号に掲げるものの他知事が必要と認める書類

(補助金の交付条件)

第9条 規則第6条第2項の規定により附する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助金の交付を受けた団体は、補助金の収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にしなければならない。

(2) 補助金の交付を受けた団体は、補助事業について証拠書類その他関係書類を整備するとともに、補助事業を完了又は廃止した日の属する年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。

2 規則第6条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更とは、補助対象経費総額の20%を超えない額の経費配分の変更をいう。

3 規則第6条第1項第2号の規定による知事の定める軽微な変更とは、当初の事業との同一性が認められる範囲内の変更をいう。

4 規則第6条第1項第1号及び第2号の規定により知事の承認を受けようとするときは、あらかじめ、大阪府芸術文化振興補助金変更承認申請書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(補助金交付の申請の取下げ)

第10条 補助金の交付の申請をした団体は、規則第7条の規定による通知を受けとった日から起算して7日以内に限り当該申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

(実績報告)

第11条 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了した翌日から起算して30日以内に大阪府芸術文化振興事業実績報告書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、規則第13条の規定による補助金の額の確定後に交付する。ただし知事は、補助事業の円滑な遂行を図るため必要と認めるときは、規則第5条の規定による補助金交付決定額の全部又は一部を概算払により交付する。

2 前項のただし書き規定により補助金の交付を受けようとする団体は、規則第7条の規定による通知を受けた日以後、速やかに大阪府芸術文化振興補助金交付請求書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。ただし、補助金の額の確定後その全額の交付を受けようとするときは、

この限りでない。

(附則)

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 2 0 年 8 月 2 6 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 2 3 年 3 月 3 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 2 3 年 5 月 3 0 日から施行し、平成 2 3 年 4 月 1 日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成 2 4 年 1 月 2 8 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 2 6 年 1 月 2 2 日から施行する。ただし、平成 2 6 年度の補助事業から適用し、平成 2 5 年度の補助事業については、なお従前の例によることとする。

(附則)

この要綱は、平成 2 8 年 2 月 2 3 日から施行する。ただし、平成 2 8 年度の補助事業から適用し、平成 2 7 年度の補助対象事業については、なお従前の例による。

(附則)

この要綱は、平成 2 9 年 1 月 1 3 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 3 0 年 1 2 月 2 6 日から施行する。ただし、平成 3 1 年度の補助事業から適用し、平成 3 0 年度の補助対象事業については、なお従前の例による。

(附則)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和 3 年 1 1 月 9 日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和 5 年 1 1 月 1 7 日から施行する。ただし、令和 6 年度の補助事業から適用し、令和 5 年度の補助対象事業については、なお従前の例による。

(附則)

この要綱は、令和 7 年 2 月 2 1 日から施行する。ただし、令和 7 年度の補助事業から適用し、令和 6 年度の補助対象事業については、なお従前の例による。

(様式第1 号ー1)

年 月 日

大阪府知事 様

所在地

フリガナ

団体名

代表者 職

フリガナ

氏名

年度 大阪府芸術文化振興事業計画書

年度において、標記補助金の交付を受けたいので、大阪府芸術文化振興補助金交付要綱第6 条の規定により、下記のとおり 事業計画書を提出します。

記

事業名	
事業分野	(該当分野に○をすること。複数選択可) 文学・音楽・美術・写真・演劇・舞踊・メディア芸術・ 芸能(伝統芸能を含む) ・その他()
事業実施 予 定 日	年 月 日() ～ 年 月 日()
事業の目的	
事業の効果	(事業の実施や事業目的の達成により当該分野や社会・地域へどのような波及効果があるか)
補助金獲得に よる事業への 効 果	(補助金の獲得により 事業にどのような効果があるか)

事業の内容	(実施回数、公演時間)		(搬出入日、設営日、ゲネプロ実施日)
	(実施会場、参加者数、観客者数)		
	(プログラム内容)		
	(プロデューサーや出演者等、事業の中核を担う人物名とその経歴)		
	(広報)		
	(障がいの有無、国籍、経済的状況などにかかわらず、誰もが参加、鑑賞しやすい合理的な配慮)		
	(他団体との連携)		
	(上記のほか、特に斬新性・新規性が高く、他の団体のモデルとなる等の波及効果が期待できると認められる場合は、その内容)		
補助期間終了後の事業展開	(翌年度以降の事業展開)		
共催者名		共催内容	
後援者名		後援内容	
協賛者名		協賛内容	
当事業に係り申請予定の他の補助金等	(補助金・助成金名)		(申請額) 千円
交付を受けようとする補助金の額	補助対象経費の1/2を算出(千円未満切捨)・・・A 補助対象経費 円 × 1/2 = 千円		
	補助対象経費と入場料等収入の差額を算出(千円未満切捨)・・・B 補助対象経費 円 - 入場料等収入額 円 = 差額 千円		
	金 千円 ※A>Bの場合はB、A≤Bの場合はA(ただし、100万円を超える場合は100万円)		

※各記入欄は必要に応じて拡大してください。

※各項目は詳細に記載してください。

(様式第1 号－2)

団体の概要

フリガナ 団体の名称				
団体の所在地		〒	電話番号 F A X	
団体設立年月日			団体ホームページアドレス	
団体の主な事業				
団体の資産及び負債		純資産: 負債:	円 円	
組	織	(役職員の状況) 構成員数: 役員数:	名 名	(団体構成員及び加入条件等)
沿革				
目的				
直近3年間の活動状況		年度	年度	年度
直近3年間の財政状況	総収入			
	総支出			
	当期損益			
	補助金・助成金等の受領実績(本府からの補助金を含む)			

※規約等(法人の場合は定款、寄附行為等) 及び直近の役員名簿を添付すること。

※各記入欄は必要に応じて拡大してください。

(様式第1 号－3)

実行委員会の中核となる団体の概要

※事業者が実行委員会の場合に記入

実行委員会の中核となる 団体の名称				
団体の所在地		〒	電話番号 F A X	
団体設立年月日			団体ホームページアドレス	
団体の主な事業				
団体の資産及び負債		純資産: 円 負債: 円		
組 織	(役職員の状況) 構成員数: 名 役員数: 名	(団体構成員及び加入条件等)		
沿 革				
目 的				
直近3年間の活動状況		年度	年度	年度
直近3年間の財政状況	総収入			
	総支出			
	当期損益			
	補助金・助成金等の受領実績(本府からの補助金を含む)			

※規約等(法人の場合は定款、寄附行為等) 及び直近の役員名簿を添付すること。

※各記入欄は必要に応じて拡大してください。

收支予算書

収入	入場料等収入	項目	内訳		金額(円)
	小計				
	自己負担金				
計					
支出	補助対象経費	項目	細目	詳細	金額(円)
	小計				
	補助対象外経費				
		小計			
	計				

(様式第2 号－1)

年 月 日

大阪府知事 様

所在地

フリガナ

団体名

代表者 職

フリガナ

氏名

年度 大阪府芸術文化振興補助金交付申請書

年度において、標記補助金を受けたいので、大阪府補助金交付規則第4 条及び大阪府芸術文化振興補助金交付要綱第8 条第1 項の規定により、下記のとおり 関係書類を添えて申請します。

記

補 助 金 交 付 申 請 額	金 千円
事 業 名	
事 業 実 施 予 定 日	年 月 日() ~ 年 月 日()
事 業 の 目 的	
事 業 の 効 果	(事業の実施や事業目的の達成により当該分野や社会・地域へどのような波及効果があるか)
補 助 金 獲 得 に よ る 事 業 へ の 効 果	(補助金の獲得により 事業にどのような効果があるか)

事業の内容	(実施回数、公演時間)		(搬出入日、設営日、ゲネプロ実施日)
	(実施会場、参加者数、観客者数)		
	(プログラム内容)		
	(プロデューサーや出演者等、事業の中核を担う人物名とその経歴)		
	(広報)		
	(障がいの有無、国籍、経済的状況などにかかわらず、誰もが参加、鑑賞しやすい合理的な配慮)		
	(他団体との連携)		
	(上記のほか、特に斬新性・新規性が高く、他の団体のモデルとなる等の波及効果が期待できると認められる場合は、その内容)		
補助期間終了後の事業展開	(翌年度以降の事業展開)		
共催者名		共催内容	
後援者名		後援内容	
協賛者名		協賛内容	
当事業に係り申請予定の他の補助金等	(補助金・助成金名)		(申請額) 千円
補助事業の経費のうち補助金によって賄われる部分以外に関する事項	負担者		
	負担額	支出(補助対象経費と補助対象外経費の計)ー補助金交付申請額(内定額) (円)ー(円)	
		円	
	負担方法		

※各記入欄は必要に応じて拡大してください。

※各項目は詳細に記載してください。

収支予算書

収入	入場料等収入	項目	内訳		金額(円)
	小計				
自己負担金					
計					

支出	補助対象経費	項目	細目	詳細	金額(円)
	小計				
	補助対象外経費				
		小計			
	計				

要件確認申立書

大阪府知事 様

私(当団体) は、大阪府補助金交付規則(以下「規則」という。) 第4 条第2 項第3 号の規定に基づき、大阪府芸術文化振興補助金にかかる交付申請を行うにあたり、下記の内容について申立てます。

記

※各項目を確認し、はい・いいえのどちらかを○で囲んでください。

申 立 事 項		
1	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2 条第2 号に規定する 暴力団 、同法第2 条第6 号に規定する 暴力団員 、大阪府暴力団排除条例第2 条第4 号に規定する 暴力団密接関係者 である。 ※「暴力団密接関係者」については、次の2 ～6 も確認してください。	はい・ いいえ
2	自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、 暴力団 又は 暴力団員 を利用するなどしている。	はい・ いいえ
3	暴力団 又は 暴力団員 に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に 暴力団 の維持、運営に協力し、若しくは関与している。	はい・ いいえ
4	暴力団 又は 暴力団員 であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。	はい・ いいえ
5	暴力団 又は 暴力団員 と社会的に非難されるべき関係を有している。	はい・ いいえ
6	(事業者においては、) 次に掲げる者のうちに暴力団員又は上記2 ～5 のいずれかに該当する者がいる。 ・ 事業者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるか否かを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。) ・ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織(以下「営業所等」という。) の業務を統括する者 ・ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者 ・ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者	はい・ いいえ
7	法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1 年を経過しない者である。	はい・ いいえ
8	公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第4 9 条に規定する排除措置命令又は同法第6 2 条第1 項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1 年を経過しない者である。	はい・ いいえ
9	規則第2 条第2 号イ～ハまでのいずれかの該当の有無等に関して調査が必要となった場合には、大阪府が求める必要な情報又は資料を遅滞なく提出するとともに、その調査に協力し、調査の結果、該当することが判明した場合には、規則第1 5 条に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申し立てを行いません。	はい・ いいえ
10	間接補助事業者に当該補助事業の全部又は一部を行わせる場合には、当該間接補助事業者が上記各号のいずれかに該当することとなった場合又はいずれかに該当していたことが判明した場合にその旨を直ちに届出ます。	はい・ いいえ
11	暴力団等審査情報を、大阪府暴力団排除条例第2 6 条に基づき、大阪府警察本部に提供することに同意する。	はい・ いいえ

※「1 」～「 8 」で「 はい」に「 ○」を付けた場合及び「 9 」～「 11」で「 いいえ」に「 ○」を付けた 場合は、補助金の支給を受けることはできません。

年 月 日

住所(所在地)

名称(団体名)

氏名(代表者)

暴力団等審査情報

大阪府補助金交付規則(以下「規則」という。) 第4 条第2 項第3 号の規定に基づき、大阪府芸術文化振興補助金にかかる交付申請を行うにあたり、規則第2 条第2 号イに該当しないことを審査するため、本書面を提出するとともに、大阪府暴力団排除条例第2 6 条に基づき、府警察本部へ提供することに同意します。なお、役員の変更があった場合は、直ちに本様式をもって報告します。

< 役員情報 >

	氏名		生年月日				性別	住所(所在地)
	ｶﾅ(半角)	漢字	元号	年	月	日		
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

- ※役員数に応じ、適宜、行を追加すること。
- ※役員の変更による報告の場合は、変更した者のみにつき記載すること。
- ※氏名のカナは姓と名の間は半角スペースとし、漢字は姓と名の間は全角スペースとすること。
- ※生年月日の元号は、西暦は和暦に直し、明治は「 M」、大正は「 T」、昭和は「 S」、平成は「 H」と記載すること。
- ※生年月日は半角数字を用い、一の位の1から9の数字については頭に「 0」を付加（「 01」～「 09」）すること。
- ※性別は男性は「 M」、女性は「 F」と記載すること。

年 月 日

住 所

団体名

代表者 職・氏名

(様式第3 号－1)

年 月 日

大阪府知事 様

所在地
フリガナ
団体名
代表者 職
フリガナ
氏名

年度 大阪府芸術文化振興補助金変更承認申請書

年度において、標記補助金の交付の決定を受けましたが、補助事業に要する経費の配分(補助事業の内容) の変更の承認を受けたいので、大阪府芸術文化振興補助金交付要綱第9 条第4 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助事業変更内容

変更後		変更前	
変更理由			

補助金交付申請額

変 更 後 申 請 額	千円
交 付 決 定 額	千円

収支予算書

	項目	変更後の内訳	金額(円)			
			変更後	変更前		
収入	入場料等収入					
	小計					
	自己負担金					
	計					
支出	補助対象経費	項目	細目	変更後の詳細	金額(円)	
					変更後	変更前
	小計					
	補助対象外経費					
	小計					
	計					

(様式第4 号ー1)

年 月 日

大阪府知事 様

所在地

フリガナ

団体名

代表者 職

フリガナ

氏名

年度 大阪府芸術文化振興事業実績報告書

大阪府補助金交付規則第1 2 条及び大阪府芸術文化振興補助金交付要綱第1 1 条第1 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助金の精算

補 助 金 交 付 決 定 額	千円
補 助 金 精 算 額	千円
補助金概算払交付済額	千円
差引(精算払) 請求額	千円

事業実績報告

事 業 名		
事業実施日	年 月 日() ~ 年 月 日()	
事業の目的 (交付申請書と同じ内容を記載)		
事業の実績	(実施回数、公演時間)	(搬出入日、設営日、ゲネプロ実施日)
	(実施会場、参加者数、観客者数)	
	(プログラム内容)	

	(プロデューサーや出演者等、事業の中核を担う人物名とその経歴) (広報) (障がいの有無、国籍、経済的状況などにかかわらず、誰もが参加、鑑賞しやすい合理的な配慮) (他団体との連携) (上記のほか、特に斬新性・新規性が高く、他の団体のモデルとなる等の波及効果が期待できると認められる場合は、その内容)		
共催者名		共催内容	
後援者名		後援内容	
協賛者名		協賛内容	
当事業に係り 交付を受けた 他の補助金等	(補助金・助成金名)		(交付額) 千円
事業の成果	(事業目的の達成状況、事業の実施により事業分野や社会・地域へどのような波及効果があったか)		
補助金獲得による事業への効果	(補助金の獲得により事業にどのような効果があったか)		
事業の課題と今後の事業展開	(事業の実施により見つかった課題を踏まえ、今後の事業展開にどのように活かしていくか)		

※各項目は詳細に記載してください。

収支決算書

収入	入 場 料 等 収 入	項目	内訳		金額(円)							
					精算額	申請額						
		小計										
自己負担金												
計												

支出	補 助 対 象 経 費	項目	細目	詳細	金額(円)		
					精算額	申請額	
		小計					
	補 助 対 象 外 経 費						
小計							
計							

(様式第5 号)

年 月 日

大阪府知事 様

所在地

フリガナ

団体名

代表者 職

フリガナ

氏名

年度 大阪府芸術文化振興補助金交付請求書

大阪府芸術文化振興補助金交付要綱第1 2 条第2 項の規定により、下記のとおり 請求します。

記

金 千円

ただし、 年 月 日付け大阪府交付指令 第 号に基づく 補助金

補助金交付決定額	千円
概 算 払 請 求 額	千円
差 引	千円
概 算 払 を 必 要 と す る 理 由	